

令和9年度徳島県立学校実習助手採用候補者選考審査要綱

徳島県教育委員会

1 募集対象及び採用人数 普通・農業・工業 各1名程度

2 職務内容及び給料

- (1) 実習助手（普通）については、普通科を置く高等学校等において、主に理科などの実験・実習を行う教科について、教諭の職務を助けるとともに、実験室・実習室・道具等の整備、管理などを行う。
- (2) 実習助手（農業）については、農業に関する学科を置く高等学校においては、野菜・草花・果樹等の栽培、畜産、林業、食品製造等の実習について、作業学習で農業を実施する特別支援学校においては、野菜、草花の栽培等の実習について、それぞれ教諭の職務を助けるとともに、実習室・農場・道具等の整備、管理などを行う。
- (3) 実習助手（工業）については、工業に関する学科を置く高等学校における工業分野の実習について、教諭の職務を助けるとともに、実習室・道具等の整備、管理などを行う。

(4) 給料 (令和8年4月1日現在)

大学卒	短大卒	高校卒
260,100	244,000	222,100

上記の額は、卒業後すぐ採用された場合の基準である。この給料のほかに、教職調整額及び教員特別手当が支給される。

また、地域、通勤、扶養、住居、期末、勤勉等の諸手当が支給される。

3 出願資格

次の(1)～(3)を満たす者

- (1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 昭和40年4月2日以降に生まれた者
- (3) 高等学校卒業（卒業見込みを含む）以上の学歴を有する者

なお、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている者で、受審において配慮を必要とする場合は、事前に徳島県教育委員会教職員課教員採用推進担当（電話 088-621-3150）まで連絡すること。

4 出願期間

令和8年10月30日（金）から令和8年11月13日（金）まで

※出願は全て郵送（簡易書留郵便）によるものとし、令和8年11月13日（金）までの消印のあるものに限る。

5 出願手続

次の(1)～(6)の書類（(4)・(5)については該当する書類）を簡易書留郵便で郵送すること。なお、封筒には「実習助手出願書類在中」と朱書きすること。

出願先：〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県教育委員会 教職員課 教員採用推進担当（県立学校）

- (1) 志願書・履歴書(所定のもので、写真貼付のこと。)
写真は、縦4cm 横3.5cm(脱帽・上半身)で6か月以内に撮影したものであること。
- (2) 受審票(所定のもので、表面には受審者の住所・氏名【様を必ず付ける】を記入のうえ、85円切手を貼付のこと。写真は受付後に貼付して審査当日持参すること。)
- (3) 自己アピール文(所定のもので、志望動機や抱負も含めて記入すること。)
- (4) 最終学校の卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書
- (5) 最終学校の成績証明書
※卒業(修了)見込者は、現在までの成績証明書(成績証明書に単位数の記載のない場合は、別に単位修得証明書を提出すること。)
- (6) 審査結果通知用封筒(角形2号24cm×33.2cm、住所・氏名を明記し、620円切手を貼付のこと。)

6 審査期日及び会場

〈筆記審査〉 令和8年12月5日(土)

徳島県立総合教育センター3階研修室(板野郡板野町犬伏字東谷1-7)

〈面接審査〉 令和8年12月5日(土)、6日(日)

徳島県立総合教育センター3階研修室(板野郡板野町犬伏字東谷1-7)

7 審査日程

〈筆記審査〉

令和8年12月5日(土)

9:10～ 9:30 受付

9:30～ 9:40 諸注意

9:40～10:40 筆記審査Ⅰ(教職教養・専門)

11:00～12:00 筆記審査Ⅱ(小論文)

〈面接審査〉

令和8年12月5日(土)又は6日(日)

面接審査の日時については、受審票に記載することによって連絡する。

8 審査内容

- (1) 筆記審査 ア 教職教養(教育法規等に関する基礎的な内容)及び専門に関する問題。なお、専門に関する問題については、以下のとおりとする。
 - ・「普通」は、理科の基礎知識に関する内容
 - ・「農業」は、農業の基礎知識に関する内容
 - ・「工業」は、工業の基礎知識に関する内容
- イ 小論文(課題について600字以内)

(2) 面接審査 人物、識見等、実習助手としての適格性を審査する。

9 審査結果の通知

審査結果を総合的に判定して採用候補者を決定し、採用候補者名簿に登載し、令和9年1月28日（木）午後2時頃に、県庁西側の掲示板に発表するとともに、同日、受審者全員に審査結果を文書で通知する。また、採用候補者は徳島県のホームページにも掲載する。

10 審査結果の開示

不合格者は、審査結果について、次のとおり、口頭による開示請求を行うことができる。開示請求は、本人に限る。

(1) 開示の内容

総合得点及び総合順位

(2) 受付期間・受付時間

審査結果発表の日の翌日から1月間。ただし、期間中の土・日曜日、祝日を除き、毎日午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までとする。

(3) 受付場所

徳島県教育委員会教職員課（県庁9階）

(4) 本人を確認するために提示を求める書類

受審票又は本人の顔写真が貼付された証明書類（マイナンバーカード、運転免許証、学生証、旅券等）

11 その他

(1) 身体等の事情により、受審に際して特に配慮を必要とする者は事前に相談すること。

(2) 採用候補者は、後日指定する日までに健康診断書等を提出すること。

(3) 自然災害等により、審査日程の変更等がある場合は、徳島県のホームページで知らせるので、留意すること。

(4) 令和8年12月25日から施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和8年法律第69号)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となる。予め、選考過程において特定性犯罪の前科の有無を含む賞罰の有無を確認する。

(5) この選考審査についての問合せ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県教育委員会教職員課教員採用推進担当（電話 088-621-3150）